

区内全域

路上・公園等は喫煙禁止です。

(指定喫煙所は除きます)

4月1日



「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」を

改正しました

4月1日、きれいなまち渋谷をみんなで作る条例を一部改正し、第11条の禁止行為として、路上、公園、屋外の公共の場所での喫煙を禁止しました。また、罰則も強化し、喫煙ルール違反者に対しては、過料を科します。(令和元年7月1日から)



渋谷区/環境政策課